

## 令和5年度大阪広域水道企業団 第2回首長会議 議事録

日 時：令和6年1月31日（水）午後3時00分～午後3時35分

開催場所：シティプラザ大阪 2階 旬

出席者：別紙のとおり

配付資料：別紙のとおり

### 【議事録】

#### (1) 大阪広域水道企業団と岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市・東大阪市との水道事業の統合に向けての検討・協議について

議長：大阪広域水道企業団企業長の永藤です。本日、公務ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には日頃から企業団の運営にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

会議に入ります前に、去る1月1日に発生した令和6年能登半島地震における被害により犠牲となられた方々に哀悼の意を表するために、黙とうをささげたいと思います。

皆様、恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。黙とう。

<黙とう>

黙とうを終わります。ご着席ください。

後ほどご報告をいたしますが、企業団では現在、被災地において応急給水活動に従事しています。引き続き、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

それでは、会議に入ります。本日の議題は、次第に記載の審議事項1件です。円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

お手元にお配りしています次第に従いまして会議を進行いたします。

審議事項の「大阪広域水道企業団と岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市・東大阪市との水道事業の統合に向けての検討・協議について」です。これまで6団体と検討を進め、統合案（最終版）として取りまとめましたので、本日審議をいただきます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：広域連携課長の林でございます。本日ご審議いただく統合案（最終版）につきましては、6団体と企業団が共同で作成しお諮りするものでございますが、私の方から代表してご説明をさせていただきます。お手元に資料1-1をご用意ください。失礼ですが、着座にてご説明させていただきます。

統合案のご説明に入る前に、今回の6団体を含む7団体の統合素案につきましては、既に昨年1月30日の令和4年度第2回首長会議でご審議をいただき、7団体の統合案とし

て取りまとめた経緯がございます。そこでまず、この間の経緯からご説明させていただきます。

資料1-1、裏面の2ページ目、「Ⅶ今後のスケジュール」の部分をご覧ください。統合に係る一連の流れをご説明します。まず、首長会議で統合案をご審議いただき、取りまとめます。統合案とは、ご存知のように、各団体が水道事業をそのまま単独で経営していく場合と、企業団と統合する場合の2種類のケースについて比較をし、統合協議の判断材料としていただくものです。統合後の施設整備計画、経営シミュレーション、事業運営体制、統合効果について整理をしたものでございます。首長会議で統合案が取りまとまった後には規約変更に係る法定上の協議を開始することになり、この際に、地方自治法の規定に基づき、全構成団体の議会に企業団規約の変更案をお諮りいただくこととなります。昨年度はこの3月の時点で7団体としての統合については同意が得られなかったことから、関係団体で協議を行い、6団体で統合時期を1年延長し、令和7年4月の統合をめざして統合検討協議を継続することになりました。以上がこの間の経緯でございます。

次に、統合案（最終版）の概要をご説明させていただきます。まず、お手元の資料の説明ですが、資料1-3が統合案の本編になります。資料1-2は概要版、さらに概要版を要約したものが資料1-1でございます。統合案（最終版）は、令和5年1月の首長会議で取りまとめた7団体の統合案を基本とし、修正を加えたもので、基本的な方針については昨年度の首長会議から変更していません。よって、まず7団体での統合案からの修正箇所を中心に、資料1-4を用いてご説明させていただきます。

資料1-4の左上の「1. 総括」の部分をご覧ください。主な修正箇所を四角囲みの上の○に2点お示ししております。1点目は、統合団体数が減少したことによる影響の反映です。そして、2点目が統合時期の1年延長に伴う修正です。具体的には、直近の決算等の反映、そして令和5年4月に府の補助金の交付要件が緩和されましたので、これらを反映しています。こうした修正によって、7団体の統合案から効果額などがどう変わったかを四角囲みの中にお示ししております。囲みの中の■の2点目、効果額の部分をご覧ください。施設の最適配置に伴う効果額は、6団体に換算して今回の最終案と比較すると30.3億円増加し233.5億円となりました。効果額が30.3億円増えたことで、■の3つ目、供給単価の差でお示ししているように、統合ケースの供給単価が少し下がった団体があります。供給単価というのは水1㎡当たりの販売単価のことを指します。

次に、「2. 施設の最適配置に伴う効果額への影響」をご覧ください。6団体合計の効果額が増加した要因は表のとおりです。主なものをご説明します。（3）の広域化事業の交付要件の見直しによって14.5億円増加しております。要件の見直しについては表の下に、注釈を入れております。※1の注釈の下線部分をご覧ください。交付要件のうち、「給水人口概ね10万人以下」という人口要件が今回削除されました。これによって新たに4市が補助対象となり、効果額が増えています。広域化事業補助金が増えると、それと同額が交付される（5）運営基盤強化等事業補助金も増加します。これらによって30.3億円増加しています。

次に、右上の「3. 団体別の影響」の部分をご覧ください。30.3億円を団体別に整理した

ものとなっています。これらを基に試算した団体別の経営シミュレーション、右の中段の表をご覧ください。表の中に太枠囲みをしてございます。単独統合の差にあるように、6団体全てで統合による効果として将来の水道料金（これは供給単価のことですが）の値上げが抑制できることを確認しています。以上が7団体の統合案からの主な変更点でございます。

続きまして、6団体の統合案の概要をご説明します。再び資料1-1の1ページ目をご覧ください。このページの右下、「Ⅲ施設整備計画」をご覧ください。6団体は企業団との統合後の施設の最適配置により、東大阪市で105.5億円、八尾市では50.4億円など6団体合計で、先ほどお示しした233.5億円の統合効果がございます。統合効果というのは、事業費の縮減や補助金での効果のことを指します。これまでの統合団体と比べても、今回の6団体の効果額は過去で最大となっております。効果額のうち大半を占める府の補助金については、交付期間が10年間、現在、令和16年度までの時限措置となっておりますので、6団体の統合案は令和7年度から16年度まで補助金を最大限活用しております。また、2ページ目、左上のⅣ「事業運営体制（統合によって得られる定性的メリット）」の部分をご覧ください。右側の表をご覧ください。「（1）技術継承問題」については、事業内容に応じて必要となる土木、電気、機械、水質などの職種を配置することで、専門的な知識・経験が必要な事業にも対応が可能となります。

次に「（2）非常時対応」については、事故発生元の水道センターが現場の復旧に注力できるよう、企業団本部が関係先との連絡調整を担当し、近隣部署が給水活動の支援を行います。なお、令和5年度の岬水道センターでの濁水の際には、応急給水活動の応援を行うなど、引き続き、企業団の組織力を生かした支援を行ってまいります。

次に「（3）業務の効率化・お客様サービスの維持・向上」については、統合水道料金システムへの切り換えにより、お客様の利便性の向上や経費の軽減を図ります。以上、主な定性的メリットをご紹介しました。

また、左下の「Ⅴ経営計画」の部分をご覧ください。下の表「経営シミュレーション結果」のところですが、先ほどご説明のように、6団体全てで将来の水道料金の値上げが抑制できることが見込まれます。これらによりまして、右上、「Ⅵまとめ」にあるように、統合により、改正水道法第1条にも謳われている水道事業の運営基盤の強化、水道サービスの維持向上を図ります。以上が今回の6団体の統合案の内容でございます。

なお、今回の6団体との統合が実現すれば、府内市町村の約2分の1に当たる20団体の水道事業を大阪広域水道企業団が担うこととなります。20団体合計の給水人口は約160万人、これは給水人口161万人の福岡市に続く規模となり、大きなインパクトがあるかと思われます。

では、「Ⅶ今後のスケジュール」を再びご覧ください。企業団規約を変更するには、42構成団体全ての市町村議会において、同規約の変更に関する議案をご審議いただく必要がございます。まず先行して当事者の6団体の3月議会においてご審議をいただき、6団体全ての議会において可決された後は、その他36団体の6月議会においてご審議をいただきます。全ての市町村議会において企業団規約の変更が可決された後、大阪府に規約の変更申請をし、併せて6団体と企業団の間で「統合に係る協定書」を締結する予

定です。令和6年度には事業認可の取得、給水条例の変更、人事予算の調整など、統合の準備を行い、令和7年4月から事業を開始する予定でございます。

最後に、それぞれの市町村議会へ提出いただく規約変更の内容でございます。資料1-5をご覧ください。本日の会議でご承認いただければ、大阪広域水道企業団規約第3条、「企業団が共同処理する事務」の第1項第2号、「水道事業の経営」に統合予定の6団体を追加するための変更を行います。

説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長：それでは、ただいまの件につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。高石市長、どうぞ。

高石市：高石市でございます。ご説明ありがとうございます。また、能登半島地震への給水活動もご調整をいただいております。そういったことにまず感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

高石市におきましては、この統合に向けて現在、議会や住民への説明を進めているところでございます。そういったところから、少し懸念のあるところをお尋ねして、見解を確認させていただきたいと思います。

それは、地元の工事事業者の育成についてどのようにお考えになっているかというところで。災害などの緊急時対応というのは、やはり地元事業者の協力なくしてできないのは明らかで、地元の自治体としては、業者の育成には、やはり受注できる機会の確保が重要だと考えているところで。この工事の発注について企業団では、デザインビルド（DB）方式を検討されていると説明を受けていますけれども、一定の規模以上の工事のDB方式は理解できるのですが、小規模の工事についてのDB方式、これらの設計も含めた施工の発注に、実際に地元事業者が対応できるのかという懸念があります。一定規模未満の案件では、地域要件があったり、小規模で簡易なDB方式を導入されているということも仄聞しているところですが、その辺りの検討をどう進めるのかということのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長：事務局、どうぞ。

事務局：副理事兼工務課長の堤と申します。私の方からただいまご質問いただきました件についてお答えいたします。失礼ですが、着座にてお答えいたします。

企業団の市町村域水道事業における工事発注につきましては、条件付一般競争入札方式を原則とし、予定価格が一定規模未満の案件では、入札参加資格に建設業法上の営業所が当該市町村内にあることを地域要件として定めるなど、地元工事事業者の受注機会を確保しているところでございます。

企業団では、施設の老朽化に伴い更新事業が増加することに対応しながら、更新、耐震化を着実に推進するため、管路DBといった設計施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式でございますけれども、これらの有効な官民連携手法を取り入れていくこと

としております。小規模な管路DBの手法であります小規模簡易DB方式は、水道管の敷設等の工事の発注規模を現在と変えないこと、地元工事事業者の経験を生かした工事が進行できることを前提に、地元工事事業者への設計施工一括発注を想定しています。

また、このように地元工事事業者の受注機会を確保することによって、工事事業者の技術力の向上が図れるものと考えております。

なお、企業団では、今年度、この小規模簡易DB方式による発注を水道センターで試行実施しておりまして、今後、導入による効果検証等を行うこととしており、この中でご懸念の内容も含めて、様々な課題を整理、検討してまいります。

以上でございます。

高石市：わかりました。答弁からも、同じような課題の認識を持っていただいているのかなというふうに拝察をします。災害時のレジリエンスを考えると、やはり地面の下を分かっておられる事業者の方々の存在というのは非常に重要だと思いますので、今後も基礎自治体と同じような課題認識を持って、統合若しくはその後の運営も考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長：そのほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については事務局案のとおりとすることでご異議ございませんか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりといたします。

本件につきましては、企業団議会2月定例会に先立って行われる議員全員協議会にて報告をします。

また、先ほど事務局からの説明にもありましたが、今後、6団体の3月議会において企業団規約の変更案に係る議決が得られましたら、他の36団体の6月議会において同様に議決をいただくこととなります。その際はよろしく願いいたします。

## (2) その他

議長：以上で、本日予定していた議題は終了いたしました。

この際、ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ、泉大津市長。

泉大津市：泉大津の南出です。いつも大変お世話なっています。

琵琶湖の水位低下については、説明があるんですか。1枚、資料入っていますけれど、非常に気になっています。

議長：事務局。

事務局：後ほどご説明させていただきます。

泉大津市：分かりました。ありがとうございます。では、そのときでお願いします。

議 長：その他、皆様よろしいでしょうか。

<意見、質問なし>

それでは、事務局から情報提供が2件ございますので、お願いします。

事務局：危機管理課長の藤野でございます。まず1点目でございますが、能登半島地震への企業団の応援活動についてご報告をさせていただきます。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

右肩、報告資料1と記載の資料をご覧ください。皆様ご承知のとおり、1月1日16時10分に能登半島でマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、1月3日水曜日9時半に、日本水道協会関西地方支部を通じまして、大阪府支部から初動部隊の企業団にも派遣の要請がございました。これを受けた企業団の対応でございますが、企業団では、1月3日の16時頃に東部水道事業所、南部水道事業所に配備しておりました加圧式給水車2台とサポートカー2台の職員8名体制で、指定の金沢市企業局に向け出発をいたしました。さらに、出発準備中に日本水道協会大阪府支部より追加応援の要請を受けまして、翌1月4日木曜日9時に北部水道事業所の給水車1台と職員2名の派遣を行い、合計で給水車3台、サポートカー2台、職員10名の体制で応急給水活動を始めてございます。さらに1月6日には、大阪府支部より支援物資提供の要請を受けまして、第2陣が企業団の仮設水槽3台と各水道協議会保有の給水袋3,200枚を積んで現地に向かいました。

1月11日からは、現地での活動状況を踏まえ、サポートカー1台を減じ、給水車3台、サポートカー1台、職員8名の体制で、1月31日、本日現在、第8陣が現地で応急給水活動を実施中でございます。

また、1月15日より、日本水道協会大阪府支部の調整によりまして、府内の水道事業体からの応援も開始されております。2月1日以降、企業団と統合した水道センターも、府内4つの水道協議会で調整された輪番に従いまして応急給水活動を実施してまいります。なお、これにより、先に企業団が派遣しておりました給水車は1台減じ、2月1日以降は給水車2台、サポートカー1台、職員6名の体制で活動をしてまいります。

被災地現地での活動状況でございますが、現地では、金沢駅付近に宿を押さえまして、金沢市企業局で日々打合せを行いながら、石川県穴水町で他の水道事業体と共に、自衛隊が設置されました1トンタンクへの水の補給、あるいは役場や保健センターなどへの給水、給水袋の作成などを行ってございます。また、拠点となっております金沢市企業局から穴水町までは、道路状況ですとか渋滞によりまして片道3時間を要しており、大変苦勞しているところでございます。次のページに位置図や写真を載せてございますので、ご参考にご覧いただけたらと思います。

能登半島地震への企業団の応援活動の状況の報告は以上でございます。

議長：ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

<意見、質問なし>

では、続いて事務局からお願いします。

事務局：続きまして、危機管理課長の藤野の方から、琵琶湖の水位低下の状況について説明をさせていただきます。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

この状況につきましては、今後の動きが心配ということで説明していただきたいというご意見がございましたので、説明申し上げます。右肩、報告資料2と記載の資料をご覧ください。昨年秋の少雨によりまして琵琶湖の水位が低下しており、1月18日にはマイナス78センチまで低下をいたしました。しかしながら、先週の大雪で、本朝6時現在ではマイナス63センチまで回復をしております。しかし、平年の水位と比べますと、まだ40センチほど低い状況でございます。

資料中段の表に記載のとおり、昨年11月27日に滋賀県の内規でありますマイナス65センチを下回ったことから、滋賀県が水位低下連絡調整会議を設置されました。その1か月後の12月26日でさらに10センチが低下し、マイナス75センチとなったことから、年明けの1月4日に滋賀県の中に渇水対策本部を設置され、これが現在も継続されてございます。今後、水位の低下が進み、マイナス90センチになりますと、近畿地方整備局が琵琶湖・淀川渇水対策会議を設置され、ここで初めて取水制限の率などが協議される流れで進んでまいります。過去の例からは、近畿地方整備局はマイナス90センチ以下で10%の取水制限、マイナス110センチで20%の取水制限を我々利水者と協議しながら実施されていく見込みでございます。

現在、企業団が確保しております水源の中では、桂川水系の日吉ダムで35%の取水制限が実施中でございます。これに琵琶湖の20%の取水制限が加わりましても、昨年の冬場の平均取水量以上は確保できる見込みであること、また、例年春に向けまして雪解けの水などで順次水位が回復していくことなどから、当面の影響はないと考えてございます。今後、新たな動きですとか、企業団からの送水に影響が及ぶようなことが見込まれる場合につきましては、遅滞なく情報をお伝えしてまいりたいと思っております。

琵琶湖の水位低下の状況の説明は以上でございます。

議長：ただいまの件について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。泉大津市長、どうぞ。

泉大津市：報告ありがとうございました。（琵琶湖の水位低下は）非常に気になっていることで、最近はやはり異常気象とかも多いので、ちゃんと回復してくれたらいいんですけども。ちょっと何があるか分からないということで、ある程度こういうことは情報共有していただけると今後ありがたいと思っております。

先日の豪雪で回復傾向と説明がありましたけれども、1月初めに1か月先の降水量と降雪量が平年より低いんじゃないかという予報が出ていたり、最近ちょっと回復していますけれども、現在、何か分かっていることがあるのでしょうか。

事務局：こればかりは気象の状況でございまして、今の長期予報で見えていますと、今、市長がおっしゃったとおり、今年はちょっと少雨傾向、少ないのではないかというふうな情報を得てございます。

泉大津市：例年の月ごとの水位の資料が公表されていますけれども、春になって回復してきてくれたらいいんですが、水位がまた低位になってくればと、非常に危惧をしています。取水制限の目安というのが説明でありましたけれども、実際この取水制限が説明のあった基準で適用された場合に、工業用水とか一般に使う我々の生活用水とか、どれぐらいの段階になったら深刻度が増すといいですか、実際に市民や企業に協力を求めないといけない状況になるのか。その辺りの目安というのはどういうふうに考えたらいいか教えてもらえるのでしょうか。

事務局：今の状況で申しますと、説明申し上げましたとおり、20%の取水制限が加わりましても今のところは問題ないと考えてございます。それ以上の制限率が我々に課せられてくると、企業団の取水の方にも影響が出てくるというふうに考えてございます。ただ、冒頭もご説明申し上げましたとおり、昨年11月から12月、1か月で約10センチの水位低下ということを見ますと、簡単に申しますと、20%の取水制限がかかってくるというのは6月ぐらいなのかなと見込んでございまして、それまでの間には水位の回復が見込めると考えてございます。

泉大津市：水位の回復は、要するにこのグラフ（市長の手持ち資料）を常に見ておいたら大体分かるということですね。ありがとうございます。

議長：企業団としても、情報収集に努めながら適切に対応してまいります。そのほか、皆様、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

<意見、質問なし>

本日、限られた時間の中ではございましたが、皆様のご協力により円滑に議事進行を行うことができました。ご協力いただきましてありがとうございます。